

2015年10月に改正医療法による医療事故調査制度が施行された。今年は節目の5年目となり、「医療情報の公開・開示を求める市民の会」は、これまで遺族から相談を受けた事例を元にして、制度の運用が正しく機能していない大阪市内の病院の5事例を取り上げ、9月11日に改善の要望書を提出しました。

医療事故調査制度は、当該病院が行った医療に起因し、予期せぬ死亡となったケースを対象として、事故の原因分析調査と支援センターに報告することが義務付けられている。

昨年11月に脳動静脈奇形（AVM）の手術における医療事故で長女の金坂真希さん（20歳）を亡くされた母親の康子さんは昨年の当会シンポジウムで事故の経緯と病院側の対応を話された。真希さんの手術を行った病院の主治医は、「治療を行ったことが影響していることは間違いない」「想定外の脳浮腫が起きた」と事故後のカルテには記載しているにも関わらず、民事訴訟の係争中を理由に医療事故調査及び支援センターへの報告もしていない。亡くなった真希さんの妹の英未さんは、「主治医による虚偽の説明（CT画像の撮影時間を偽り、説明された等）や事実の隠蔽（主治医より、9月27日夜間に瞳孔不同があり緊急にCTを撮影していた事実を知らされなかった事など）、院内にて事故原因を調査することもなく、患者の体質に原因があるとする主治医の説明、病院幹部による医療訴訟の対策（事故当時の病院関係者との面談拒否等）を講じる姿勢には、患者の人命より病院側の都合を優先させる、患者不在の医療を感じます」と話していました。

「医療過誤 原告の会」関西支部長

篠原 聖二